

## 学校感染症における出席停止について

次の表にある病名と診断された時は、他の生徒へ感染させる可能性が高いため、出席停止となります。診断されたら速やかに学校へ連絡し、しっかりと治療してください。出席停止期間を守り、且つ、医師から登校許可が出たら、治癒届に保護者が記入し、登校日に担任に提出してください。

\*治癒届は戸塚高校ホームページからダウンロードできます。学校でも配付できます。

### 学校感染症の種類と出席停止

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。>

\*第三種「その他の感染症」とは

学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

※新型コロナウイルス感染症について

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。